

新宿区立新宿リサイクル活動センター及び
新宿区立西早稻田リサイクル活動センターの
労働環境モニタリング実施結果

令和7年6月

新宿区

新宿区立新宿リサイクル活動センター及び新宿区立西早稲田リサイクル活動センター 労働環境モニタリングの実施結果について

1 目的

指定管理者制度導入施設において、その業務が適正な労働環境の下に行われることにより、従事者一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、公共サービスの質の向上が図られることについて、区、事業者、従事者が共通認識を持つとともに、必要に応じて事業者に改善を促すために、労働環境のモニタリング調査を行った。

2 調査対象

- (1) 施設名 新宿区立新宿リサイクル活動センター
新宿区立西早稲田リサイクル活動センター
- (2) 指定管理者 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

3 調査期間

- (1) 書類確認～現地調査ヒアリング
令和6年7月29日（月）～令和6年8月27日（火）
- (2) 評価結果表作成～改善提案～報告書提出
令和6年8月28日（水）～令和6年12月26日（木）

4 調査等の方法

社会保険労務士に委託して、以下の（１）～（３）の調査及び（４）の助言を行った。（４）に基づき、社会保険労務士とともに（５）のフォローアップを行った。

（１）書類確認・事前質問シート

就業規則、賃金規程、賃金控除に関する協定書等労働者代表との各種協定の内容などにより、基本的な勤務条件を確認した。

その上で、労働者名簿等法律で整備が義務付けられている個々の労働者に係る帳簿や社会保険加入手続書類等を確認し、必要な手続が適切になされているか、必要書類が適切に整備されているかなどを確認した。

さらに、出勤状況や賃金支払状況を確認し、賃金計算、支払が適正に行われているか確認した。

（２）団体管理部門ヒアリング

団体管理部門への面接を行った。

（３）現地調査

施設長・従業員への面接及び職場環境の整備状況の確認を行った。

（４）調査結果のまとめと改善案の提示

上記（１）～（３）の調査結果を各事業者に伝え、必要があればその改善方法の助言を行った。

（５）フォローアップ

改善案に基づく改善計画について、事業者が改善に着手したことを確認した。

5 モニタリングの視点

(1) 労働条件に関する事項

就業規則が適正に作成され、労働者に周知されているか。労働条件は労働者に明示されているか。労働時間が適正に管理されているか。休暇、休日・休憩時間、年次有給休暇が適正に付与されているか。時間外・休日労働が36協定の範囲内で対応されているか。業務災害への対策が適正に行われているか。法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）及びその他労働関係に関する書類が適正に整備・保存されているか。賃金の計算・支払が適正に行われているか。

(2) 安全衛生に関する事項

安全衛生管理体制が適正に整備されているか。健康診断・ストレスチェックが適正に実施されているか。衛生管理者等に安全・衛生（メンタルヘルスケア）教育が行われているか。受動喫煙対策が行われているか。

(3) 社会保険に関する事項

労働保険・社会保険の加入手続及び申告が適正に行われているか。

(4) 下請先への要請

再委託先と適正な金額で契約されているか。再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、再委託先に要請等が行われているか。

(5) 労働環境を更に向上させる取組

休暇取得促進、育児・介護休暇、勤務時間短縮制度等の措置が講じられているか。ハラスメントを予防し、働く意欲を向上させる取組が行われているか。

6 主な指摘事項及び改善内容の概要

(㉑：新宿リサイクル活動センター ㉒：西早稲田リサイクル活動センター)

	主な指摘事項	改善内容
1	(1) 労働条件に関する事項 勤務回数週3日・勤続年数3年の職員に付与される有給日数が労働基準法第39条第1項及び第2項で定める付与日数を下回っている。㉑・㉒	① 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター非常勤職員規則、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター臨時職員規則を改正した。(令和6年9月11日施行) ② 付与日数が下回った在職者11名に、一律1日有給休暇を付与した。(令和6年12月10日) ③ 当時欠勤があり、有給休暇の残日数が無かった退職者1名に1日分の賃金相当である補償金6,300円を支給した。(令和7年2月13日)
2	(1) 労働条件に関する事項 有給休暇の繰越について8割以上出勤の要件を課す規定は、労働基準法第115条により年次有給休暇の請求権が2年間と認められており、不適切である。㉑・㉒	① 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター職員就業規則、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター非常勤職員規則、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター臨時職員規則を改正し、有給休暇の繰越制限を削除した。(令和6年12月9日施行)

3	(1) 労働条件に関する事項 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター職員退職金規程第3条の退職金の支給について、労働基準法第89条第3号の2に定められた、退職手当の計算の具体的な算出式が記載されていない。㉖・㉗	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター職員退職金規程に算出式を追加することで、退職金の計算方法を明確にした。(令和6年12月9日施行)
4	(1) 労働条件に関する事項 常勤職員の令和6年6月7日分の深夜超過勤務手当が、未払いとなっていた。㉗	① 対象者に30分(繰上げ1時間)の超過勤務手当3,440円を支給した。(令和6年9月13日) ② 対象者に遅延損害金16円を支給した。(令和6年12月13日)
5	(1) 労働条件に関する事項 臨時職員の令和6年6月8日分の超過勤務手当が、未払いとなっていた。㉗	① 対象者に1時間30分(繰上げ2時間)の超過勤務手当3,500円を支給した。(令和6年9月13日) ② 対象者に遅延損害金16円を支給した。(令和6年12月13日)
6	(1) 労働条件に関する事項 午後10時以降の深夜勤務が超過勤務時間に反映されているか、確認を要する。㉗	① 令和4年1月の勤怠管理システム導入以来、他に深夜超勤がなかったことを確認した。 ② 勤怠管理システムに午後10時以降に勤務した職員を月ごとに確認できるよう、検索機能を設定した。
7	(2) 安全衛生に関する事項 労働者が常時10人以上50人未満の事業場に選任する必要がある衛生推進者が、選任されていない。㉘	衛生推進者を選任した。(令和6年9月10日)
8	(5) 労働環境を更に向上させる取組 常勤職員の平均年次有給休暇取得率が5.95日と、全国平均から下回っている。㉘	6か月を経過した時点での有給取得数を確認し、取得日数が少ない職員に個別に指導・取得を促した。